

令和5年度世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業補助金交付要綱

令和5年4月1日

5世高福第154号

(目的)

第1条 この要綱は、区内に所在する介護保険施設等において、施設業務全般にわたり、一体的にデジタル環境を整備するための費用の一部として交付する世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定め、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染拡大の防止及び予防対策のため業務量が増した介護従事者の負担軽減に資するとともに、施設系介護事業所における職員の定着及び人材の確保に資することを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月世田谷区条例第18号）及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和58年4月世田谷区規則第21号。以下「施行規則」という。）並びに世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号）に定めるところによる。

(補助金の交付を受けることができる者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、令和5年4月1日時点で区内において開設されている介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設（以下「地域密着型介護老人福祉施設」という。）を運営する法人（令和3年度世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業補助金交付要綱（令和3年8月31日3世高福第634号）及び令和4年度世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業補助金交付要綱（令和4年4月1日4世高福第325号）の規程に基づき補助金の交付を受けたものを除く。）とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域密着型介護老人福祉施設及びその施設に併設される老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条

の3に規定する老人短期入所施設において実施される次に掲げる事業とする。ただし、第2号に掲げる事業は、第1号に掲げる事業を実施した場合のみ補助事業とする。

(1) 利用者処遇業務の効率化に資するデジタル環境整備事業(次のアからウまでに掲げる全ての機器等の導入で、施設業務全般にわたり一体的にデジタル環境の整備を図る目的で行うものをいう。ただし、次のアからウまでに掲げる機器等のうちいずれかのものが既に導入されている場合にあつては、当該機器等のうち導入されていないもの又は既に導入されているもの(既に導入されている同種の機器等と一体的に使用するものに限る。))の導入で、当該目的で行うものをいう。)

ア 利用者の居室等に設置するセンサー又は通信機能を備えた見守り支援機器(利用者の尊厳及びプライバシーの確保に配慮したものに限る。)

イ 施設内において情報共有を図る通信機器、介護記録及びケアプランの作成、請求管理その他の介護業務を支援するソフトウェア、タブレット端末等(パソコンを除く。)

ウ ア又はイに掲げる機器等を使用するために必要な通信環境の整備に係る機器等

(2) 前号に掲げる事業に係る機器等の導入前後のコンサルティング事業

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する工事請負費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及賃借料、その他導入及び使用に際し必要な経費と区長が認めるものであつて、令和5年4月1日から令和6年3月1日までの間に支払ったものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) インターネット回線使用料等の通信費
- (2) 振込手数料
- (3) クレジット会社に対する分割払い手数料(利息を含む。)
- (4) 消費税及び地方消費税
- (5) 契約の締結を伴わない自社施工等による整備費
- (6) その他事業の目的に照らして適当と認められないもの

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、補助基準額5,000千円と、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額に、補助率4分の3を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、こ

れを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(交付申請)

第7条 区長は、補助金の交付を受けようとする法人に、次に掲げる書類を添付した世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業補助金交付申請書(第1号様式)により、補助金の交付の申請をさせなければならない。

- (1) 積算調書(別紙1-1)
- (2) 積算内訳書(別紙1-2)
- (3) デジタル環境整備による業務改善計画書(別紙1-3)
- (4) デジタル環境整備に係る見積書等の写し、仕様書並びにカタログ
- (5) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書
- (6) 申請をした法人が営む主な事業を確認できる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第8条 区長は、前条の申請があったときは、補助金の交付の可否を決定し、補助金の交付を決定したときはその旨及びこれに付けた条件を、不交付を決定したときはその旨を、それぞれ世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業補助金交付可否決定通知書(第2号様式)により、速やかに当該申請をした法人に通知しなければならない。

2 区長は、補助金の交付が暴力団(世田谷区暴力団排除活動推進条例(平成24年12月世田谷区条例第55号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付を決定してはならない。

(補助事業の変更等の承認)

第9条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた法人(以下「補助法人」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業変更・中止・廃止承認申請書(第3号様式)により、令和6年3月1日までにその承認に係る申請をさせなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容又は費用の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業変更・中止・廃止承認書（第4号様式）により、当該申請をした補助法人に通知するものとする。

(事故報告)

第10条 区長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助法人に世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業事故報告書（第5号様式）により報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、当該報告をした補助法人に書面により適切な指示をしなければならない。

(状況報告)

第11条 区長は、補助事業の進捗状況を的確に把握するため必要があるときは、補助法人に補助事業の遂行の状況について報告させなければならない。

(遂行命令等)

第12条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査、補助法人が提出する報告書等により、当該補助法人の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助法人にこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業遂行命令通知書（第6号様式）により命じるものとする。

2 区長は、補助法人が前項の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を当該補助法人に世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業停止命令通知書（第7号様式）により命じるものとする。

(実績報告)

第13条 区長は、補助事業が完了したとき（第8条第2項の規定により廃止の承認をしたときを含む。）は、その完了の日から14日以内かつ令和6年3月11日までに、補助法人に、次に掲げる書類を添付した世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業実績報告書（第8号様式。以下「実績報告書」という。）により、補助金の交付の申請をさせなければならない。

- (1) 実績調書（別紙８－１）
- (2) 実績内訳書（別紙８－２）
- (3) デジタル環境整備に係る契約書等、納品書及び領収書の写し
- (4) 前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

２ 区長は、前項の規定による実績の報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めたときは、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件（以下「決定内容等」という。）に適合するものであるかどうかを調査しなければならない

（是正のための措置）

第１４条 区長は、前条第２項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が決定内容等に適合しないと認めるときは、世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業是正命令通知書（第９号様式）により当該補助事業を決定内容等に適合させるための措置をとるべきことを命じるものとする。

２ 区長は、前項の規定による命令により補助法人が必要な措置をした場合は、当該補助法人にその結果を実績報告書により報告させなければならない。

（補助金額の確定及び交付）

第１５条 区長は、前２条の実績報告書を受領し、その内容が決定内容等に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業補助金交付額確定通知書（第１０号様式。以下「確定通知書」という。）により、補助法人に通知するものとする。

２ 区長は、前項の規定による通知をしたときは、確定通知書に記載する日までに、当該補助法人に関係書類を添えた世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業補助金請求書（第１１号様式。以下「請求書」という。）を提出させるものとする。

３ 区長は、請求書の提出があったときは、当該請求書の内容を審査し、適正と認めるときは、当該請求書を提出した補助法人に確定した額の補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第１６条 区長は、補助法人が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業の成果又は補助事業に要した経費の実績額が第7条の規定による交付申請の内容を著しく下回るとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付けた条件、規則に基づく命令又は法令に違反したとき。

2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、補助金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付の決定の全部を取り消さなければならない。

3 区長は、前2項の規定による取消しをしたときは、当該補助法人に世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業補助金交付決定取消通知書（第12号様式。以下「取消通知書」という。）によりその旨を速やかに通知しなければならない。

（補助金の返還）

第17条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、補助法人に取消通知書により、期限を定めて当該補助金の返還を命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第18条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたとき（第16条第1項第3号の規定に該当し、補助金の返還を命じたときを除く。）は、補助法人にその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助法人がこれを納期日までに納付しなかったときには、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間においても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第19条 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、その命令を受けた補助法人の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第20条 第18条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助金の一時停止)

第21条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付されている補助金等の返還を命じられた補助法人が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(財産処分の制限等)

第22条 区長は、補助法人が補助事業により取得した機器等の処分(補助金の交付の目的以外の用途に使用し、又は譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしようとするときは、当該補助法人にあらかじめその処分にかかる承認の申請をさせなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間である2年間が経過したときは、この限りでない。

2 区長は、補助法人が前項の承認を受けた場合において、当該承認に係る処分をしたことにより収入を得たときは、その一部又は全部を区に納付させることができる。

(会計帳簿等)

第23条 区長は、補助法人に、補助事業の収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存させなければならない。

(委任)

第24条 この要綱の施行について必要な事項は、高齢福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

3 社会福祉法人を補助事業者とする場合にあつては、次の表の左欄に掲げる規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条	世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業補助金交付申請書（第1号様式）	施行規則に規定する補助金交付・貸付金貸付申請書（第1号様式）
第8条 第1項	世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業補助金交付可否決定通知書（第2号様式）	施行規則に規定する補助金交付・貸付金貸付可否決定通知書（第3号様式）
第12 条第1 項	世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業遂行命令通知書（第6号様式）	施行規則に規定する助成事業遂行命令通知書（別記第5号様式）
第13 条第1 項	世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業実績報告書（第8号様式。以下「実績報告書」という。）	施行規則に規定する助成事業実績報告書（別記第7号様式。以下「実績報告書」という。）
第16 条第3 項	世田谷区介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業補助金交付決定取消通知書（第12号様式。以下「取消通知書」という。）	施行規則に規定する助成決定取消通知書（別記第8号様式。以下「取消通知書」という。）